

平成22年(ネ)第805号 ボランティア基金返還請求等控訴事件

控訴人 鎌田まりみ 外10名

同 明賀 裕恵 外3名

被控訴人 エンジェルズこと林俊彦

準備書面 (被告3)

平成23年8月31日

大阪高等裁判所 第11民事部口係 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 太 田 健 義



記

第1 控訴人らが被控訴人に対してした募金や物資の支援は、単純贈与契

約であり、何らの負担付贈与契約でないから、すでに履行が終了して
いる以上、控訴人らは、その取消等を求めることができない。

第2 単純贈与契約の履行が終了している以上、被控訴人に、信義則上の
報告義務及び説明義務は認められない。報告義務及び説明義務を基礎
付ける明示又は黙示の合意も存在しない。

仮にそのような義務が認められるとしても、被控訴人は、報告も説
明も行っているから、義務違反はない。

すなわち、一審判決が正当に認定するとおり、被控訴人は、複数回
にわたって収支報告を行っているし、募金の組戻し又は返還にも応じ
ている(一審判決10頁(4), 11頁(5))。

たしかに、被控訴人の「支援金額等の把握及び管理は、その収入の規模に対応した態勢がとられておらず、その内容も正確性を欠いた杜撰なものといわざるを得ない」ものの、当時の「AAは法人化もしておらず10名程度のスタッフで運営されている小規模の団体であって、DPの救助活動がインターネットやマスコミで取り上げられることにより支援金等が急激に増加したものと認められ、そうすると、これに対応することができずに資金管理が杜撰なものとなったこともある程度やむを得ないといえることができる」(一審判決11頁下から7行目以下)。

したがって、被控訴人が行った報告及び説明が正確性を欠き、不十分なものであったとしても、被控訴人に過失はないから、やはり義務違反は認められないというべきである。

以上